

女性活躍推進法第19条に基づく取組の実施状況及び
第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

項目			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	データの時点
1	採用者に占める女性割合		42.9%	8.3%	50.0%	50.0%	33.3%	20.0%	25.0%	45.5%	66.7%	令和7年度
2	採用試験受験者に占める女性割合 ※一次試験応募者	一般	31.3%	35.5%	36.4%	41.9%	33.3%	34.3%	33.3%	37.9%	令和6年度	
		保健師						100.0%	100.0%	100.0%		
		保育	75.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%					
		消防	11.1%		0.0%		14.3%		14.3%			
		看護			100.0%				100.0%	100.0%		
		運転		0.0%								
3	女性職員の割合 ※正職員・再任用職員のみ。特別職除く。		39.5%	38.9%	39.4%	39.9%	39.3%	38.4%	38.2%	38.7%	39.6%	令和7年度
4	管理職に占める女性の割合	課長級	4.5%	10.0%	20.0%	20.0%	19.0%	19.0%	14.3%	10.0%	9.5%	令和7年度
5	各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 (目標：課長級30%、補佐級35%)	課長級	4.5%	10.0%	20.0%	20.0%	19.0%	19.0%	14.3%	10.0%	9.5%	令和7年度
		補佐級	25.0%	23.1%	21.4%	20.0%	31.4%	31.4%	30.6%	29.7%	27.0%	
		主査級	37.1%	40.0%	37.9%	42.1%	37.5%	50.0%	55.6%	52.0%	60.0%	
		係長級	47.1%	53.1%	56.7%	60.0%	46.2%	43.2%	38.6%	38.6%	36.4%	
6	平均勤続勤務年数 ※特別職、再任用、教育職を除く	男	15.6	14.5	14.1	14.3	14.8	14.2	15.4	16.0	16.4	令和7年度
		女	16.6	17.2	16.8	16.7	17.8	17.5	18.3	18.6	17.5	
7	男女別の育児休業取得率 (目標：男性 30%、1 週間以上)	男	0.0%	0.0%	14.3%	20.0%	14.3%	0.0%	27.3%	50.0%	令和6年	
		女	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
8	男性職員の妻の出産に伴う休暇及び育児参加のための 休暇の取得率 (目標：100%)	出産	42.9%	66.7%	57.1%	20.0%	71.4%	44.4%	63.6%	100.0%	令和6年	
		育児参加		11.1%	0.0%	20.0%	57.1%	77.8%	72.7%	100.0%		
9	超過勤務の状況 (一人あたり月平均時間)		11.1	11.3	10.7	8.7	7.5	9.0	7.5	13.2		令和6年度 ※令和6年度～ 全ての時間外
10	年次休暇等の取得状況 (年平均日数) ※年休+夏季休 (目標：14日)		9.4	10.0	10.7	12.0	13.2	12.9	16.3	16.4		令和6年

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：尾花沢市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.8 %
全職員	70.9 %

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長級職員	96.7 %
課長補佐級職員	95.2 %
主査級職員	98.7 %
係長級職員	102.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.5 %
31～35年	88.1 %
26～30年	93.2 %
21～25年	92.4 %
16～20年	91.2 %
11～15年	102.0 %
6～10年	88.7 %
1～5年	96.1 %

【説明欄】

- ・令和6年度支給分
- ・諸手当のみ支給の職員（派遣職員・退職者）は集計に含めない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。